

令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和6年2月22日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前 9時44分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                |                |
|----------------|----------------|
| 町 長 山 岡 敦      | 副 町 長 山 縣 幸 洋  |
| 企画財政課長 松 嶋 良 治 | 福祉介護課長 稲 田 由紀子 |

5. 出席した事務局職員

|                |             |
|----------------|-------------|
| 議会事務局長 守 屋 裕 文 | 書 記 高 槻 美 希 |
|----------------|-------------|

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 1 号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、当臨時会では、議長より執行部に対しまして当該議案の審議に必要な最小限の人員での出席を求めていますので、改めて御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（花川大志君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、1番土井俊彦君と、2番屋田政義君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（花川大志君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（花川大志君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

ここで、町長からの御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まずはじめに、元旦に発生いたしました能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。当町といたしましては、県を窓口として結成されたチーム岡山の一員として、り災証明証の交付など短期集中的に必要な不可欠な応援職員として町職員1名を派遣いたしました。今後も必要に応じ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、このたびは、国の方針に基づき、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増、これを踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯に対し、その負担軽減を図るための電力等価格高騰支援給付金の給付を迅速に行うべく、急遽、臨時会を招集させていただいたものでございます。

どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 町長からの挨拶が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（花川大志君） 日程第4，議案第1号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第1号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は4,100万円の増額で，補正後の予算総額は，107億1,500万円となっております。

本補正予算では，昨年12月22日に国において，令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進整備対応予備費の使用が閣議決定されました低所得者支援及び定額減税を補足する給付のうち，令和5年度の課税情報を基に支給を行うこととされております，町民税非課税又は均等割のみの課税がなされる世帯への給付及び町民税非課税又は均等割のみが課税される世帯への給付の子ども加算につきまして，早急に対応するため所要の経費を計上し，本臨時会へ提出させていただくものでございます。

なお，閣議決定されました事業のうち，定額減税の補足給付等令和6年度の課税情報を基に給付を行う事業につきましては，6年度の当初予算へ計上させていただく予定としております。

詳細につきましては，企画財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に，議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは，議案第1号，令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について，御説明申し上げます。

今回の補正額は4,100万円で，内容につきましては，まず，令和5年度一般会計補正予算（第8号）の概要で説明させていただきたいと思います。概要を御覧ください。

電力等物価高騰に対する支援として，国の交付金を活用しての給付金支給事業でございます。

今回，3つの区分の給付費がございまして，まず，非課税世帯のうち子どものいる世帯で，子ども一人につき5万円を給付するもので590万円。これは，118人分でございます。

2つ目が，均等割のみ課税世帯のうち昨年12月議会の一般会計補正予算（第7号）で措置させていただきました3万円を給付した，合計所得が200万円以下の世帯に7万円を，これは350世帯分でございます。そして，200万円を超える世帯には10万円を，これは40世帯分で，合計2,850万円でございます。

3つ目が，均等割のみ課税世帯のうち子どものいる世帯へ，子ども一人につき5万円を給付するもので，350万円。これは，70人分でございます。

続いて，事項別明細書を御覧いただきたいと思います。予算書6ページでございます。6ページ，まず，歳入ですが，14款国庫支出金，右の説明の欄を見ていただきますと，物価高騰対応重点支援，地方創生臨時交付金，4,100万円でございます。

下の歳出ですが、3 款民生費・社会福祉費の電力等価格高騰支援給付金事業費で、7 ページ右の説明の欄で、時間外勤務手当から電算処理委託料まで事務経費として合計 310 万円。先ほど説明した給付金 3,790 万円とあわせて、総額 4,100 万円とするものでございます。

なお、この事業は、支給が 4 月になりますので繰越明許費の追加を行います。予算書 2 ページへ戻っていただきたいと思います。予算書 2 ページの下第 2 表繰越明許費補正でございます。追加として、3 民生費、1 社会福祉費、電力等価格高騰支援給付金事業で金額は 4,100 万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長からの説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。5 番田中君。

○5 番（田中輝夫君） 2 点ほど聞かせてもらいたいんですが、基準日以降に世帯主が亡くなった場合、世帯主一人の場合と家族がいる場合というふうなことがあると思うんですが、そういうふうな場合はどうされるのか。これが 1 点と、それからこれについて、支給の広報、周知といいますか、広報はどうされるのか。前は、周知されたのかどうかあれですが、対象者だけの人にもう連絡してしますというふうなことから、広報でもこういうふうなことをやってますよというふうなことを一般的に知らせるのか。そこらへの対応はどんなふうにするのか。お伺いします。

○議長（花川大志君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 福祉介護課のほうから今の御質問についてお答えさせていただきます。

基準日以降亡くなった方がいらっしゃった場合に、世帯主の方でということです。基準日が、令和 5 年 12 月 1 日が基準となっております。で、一人世帯、もうその方のみの場合は、もう該当ではなくなりますが、家族の方がいらっしゃって相続人ということになれば、その方が該当となりますので、こちらから案内を送付する時点で確認が取れば、そのいらっしゃる相続人の方に送付をさせていただきます。

2 点目の御質問、広報についてでございますが、ホームページ、それから広報紙等でこういう給付金があるということの提示をさせていただきます。また、該当の方には、こちらのほうで該当者をピックアップし、その方に確認書であったり支給通知書というものを送付して該当である旨を通知し、提出をしていただくようにする予定でございます。

○議長（花川大志君） そのほか質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 1 号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

**○議長（花川大志君）** お諮りします。本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、以上をもって令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和6年第1回矢掛町議会第1回臨時会につきましては、一般会計補正予算1件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。一般会計の補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けておられる皆様の負担軽減になるよう、速やかな事業実施を行います。議員の皆様におかれましては、今後とも御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れさまでございました。閉会。

午前9時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員